

くらしのガイド

No.3 子育て①

今回の折り込み版「くらしのガイド」は、子育て全般に関する内容をご紹介します。妊娠から出産、子育てに関する市の支援策や相談窓口などを中心にご案内します。

必要な手続きや、困ったときの助成制度なども記載してありますので、参考にしてください。



つどいの広場「ゆーとりん」

妊娠したら

■母子健康手帳の交付

妊娠した人は、妊娠届を出して、母子健康手帳の交付を受けてください。届出用紙は窓口および市ホームページにあります。

問い合わせ 健康課母子健康係 ☎(63)2819
市民情報センター3階

※健康課（市民情報センター3階）、こども家庭課窓口②、各コミュニティセンターで交付を受けられます。

■妊婦健診費用助成（ハローベビー）

妊婦健診とそれに伴う検査費用の助成をします。定期的に妊婦健診を受診していただき、安心して出産をお迎えください。母子健康手帳交付の際にハローベビー手帳（券）を交付します。（転入者は直接健康課窓口へお越しください）

助成回数 1回の妊娠につき14回

助成金額 上限20,000円・11,000円・9,000円が各1回

上限5,000円が11回

問い合わせ 健康課母子健康係 ☎(63)2819
市民情報センター3階

■パパママ学級、プレパパ・プレママデビュー塾

妊娠した人を対象に教室を開催し、妊娠・出産・育児についての正しい知識の普及と指導やママ友づくりなどを行っています。また、お父さんになる人の参加もお待ちしています。

問い合わせ 健康課母子健康係 ☎(63)2819
市民情報センター3階

■妊産婦医療費の助成

妊産婦の医療費（保険診療分）の自己負担分を助成します。印鑑・健康保険証・母子健康手帳・妊産婦本人名義の預金通帳をお持ちの上、手続きをしてください。

助成期間 母子健康手帳の交付を受けた月の初日（転入者は転入日）から出産（流産・死産を含む）月の翌月末日まで

問い合わせ こども家庭課こども給付係
☎(63)2172 窓口②

■マタニティー歯科教室

妊娠中はつわりの影響やホルモンの変化で、虫歯や歯周病にかかりやすくなります。妊娠中に歯科健診を受け、お口の健康を見直してみましょう。

問い合わせ 健康課母子健康係 ☎(63)2819
市民情報センター3階

■不妊治療支援事業

夫婦が不妊治療を受ける場合において、その不妊治療費の一部を助成することで、経済的負担の軽減を図ります。

補助金額 1回当たり、保険適応外医療費の1/2（15万円が上限です。）

補助回数 妊娠を目的とした治療を行った場合、一夫婦通算して5回までです。

問い合わせ 健康課母子健康係 ☎(63)2819
市民情報センター3階

出産したら

■ 出生届

生まれた日から14日以内に父母が届け出てください。届出先は父母の本籍地、所在地、出生地のいずれかの市区町村になります。届出のときは、届書1通、届出人の印鑑、母子健康手帳をお持ちください。

問い合わせ 市民課戸籍係
☎(63)2123 窓口①

■ こども医療費の助成

中学校修了前の子どもの医療費（保険診療分）の自己負担分を助成します（一部自己負担あり）。印鑑・子どもの健康保険証・保護者名義の預金通帳をお持ちの上、手続きしてください。

問い合わせ こども家庭課こども給付係
☎(63)2172 窓口⑫

■ 児童手当

中学校修了前までの児童を養育している人に、3歳未満は、月額一律15,000円、3歳以上小学校修了前の第1子・第2子は月額10,000円、第3子以降は月額15,000円、中学校修了前は月額10,000円が支給されます。（所得制限あり）

※出生、転入日の翌日から15日以内に「認定請求書」の提出が必要です。必要書類など詳しくはこども給付係にお問い合わせください。

問い合わせ こども家庭課こども給付係
☎(63)2172 窓口⑫

■ こんにちは赤ちゃん訪問事業

生後4か月頃までの赤ちゃんがいる全ての家庭に訪問を実施しています。

赤ちゃんの体重測定や、授乳、スキンケアや子育ての不安や悩みなどの相談に応じます。市外へ里帰りしていても訪問は受けられます。

問い合わせ 健康課母子健康係 ☎(63)2819
市民情報センター3階

■ 乳幼児健診と教室

・ 個別健診（市内委託医療機関）

先天性股関節脱臼検診

・ 集団健診（市民情報センター）

4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児

・ 離乳食教室

7～8か月の赤ちゃんと保護者が集まって、児の発達段階に応じた離乳食が実践できるよう支援しています。

・ 2歳児教室

2歳になるお子さんと保護者が集まって、歯科健診や歯のみがき方を練習し、また、クッキングを通して食生活について学習します。

※その他相談事業等については、下記へお問い合わせください。

問い合わせ 健康課母子健康係 ☎(63)2819
市民情報センター3階

子育て支援

■ 地域子育て支援センター

子育て中のお母さんを応援するため、子育てサロンを開設しています。0歳から就学前までのお子さんたちの遊び場・お母さんたちの仲間作りの場として気軽にご利用ください。

『ひまわりサロン』（こじか保育園内） ☎(62)3571

『ベリーサロン』（茂呂保育園内） ☎(64)1120

『あおぞらサロン』（清洲保育園内） ☎(75)5811

『にっこりサロン』（にっこり保育園内） ☎(62)7665

利用時間 午前9時～午後4時 月～金曜日（土・日曜日、祝日・年末年始を除く）

■ 地域子育て支援事業

おもに0歳から3歳までの乳幼児の保護者がお子さんと一緒に「遊び」「語り合い」「子育て相談」ができる施設です。

『ゆーとりん』（西鹿沼市営住宅1階） ☎(63)1003

利用時間 午前10時～午後3時 月～金曜日（土・日曜日、祝日・年末年始を除く）

■ ファミリー・サポート・センター

「鹿沼ファミリー・サポート・センター」は、子育ての援助を受けたい人（依頼会員）、子育ての援助ができる人（協力会員）が共に会員となり、会員同士で子育ての相互援助活動（有償）をします。

NPO法人鹿沼ファミリー劇場（東末広町1932-7）

「鹿沼ファミリー・サポート・センター」事務局

☎(63)1768

■ 赤ちゃんの駅

授乳やオムツ替えなどができる施設です。外出中の際には、右側のマークが掲示してある「赤ちゃんの駅」を、ぜひお気軽にご利用ください。

問い合わせ 子育て支援課こども支援係
☎(63)2160 窓口⑬



■第3子以降子育て家庭支援給付金事業

支給対象児童

平成23年4月1日までに出生した児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの人）が3人以上いる世帯の第3子以降の児童。

給付内容 給付金の種類には、次の2つがあります。

種類	内容
第3子家庭給付金	◇支給期間…支給対象児童となった年度の翌年度から当該支給対象児童が小学校に入学する年度まで ◇支給金額…保護者が前年度納入した市民税に相当する額（上限10万円/年）
第3子就学給付金	◇支給時期…支給対象児童が小学校に入学した年度 ◇支給金額…100万円から入学年度（入学年度を含む）までに支給された「第3子家庭給付金」を控除した額になります。

支給対象者

- ・児童（支給対象児童を含む）を3人以上監護する保護者
- ・支給対象児童と同居する保護者で、支給対象時から支給時まで継続して本市に住所を有し、市税などに滞納がない人
- ・地方税法の規定による申告書の提出がある保護者で、支給対象児童を扶養控除の対象にしている人（父母ともに扶養控除の対象にしていないなどの場合は、総所得金額の多い人）
- ・第3子就学給付金は、入学年度の4月1日の2年以上前から支給時まで、支給対象児童と同居し、かつ継続して本市に住所を有する人

申請手続 4月から12月までの間に申請書をこども支援係、または各コミュニティセンターへ提出してください。

問い合わせ 子育て支援課こども支援係
☎(63)2160 窓口⑬

■チャイルドシート貸出

乳幼児チャイルドシートをお貸しします。

対象 鹿沼市に住所を有すること。また、養育または保護する3歳未満の児童を乗車させて自動車を運転する必要のある人。

貸出期間 1年以内

問い合わせ 子育て支援課こども支援係
☎(63)2160 窓口⑬

■チャイルドシート購入費補助

チャイルドシートの購入費を助成します。

対象 鹿沼市に住所を有すること。また、養育または保護する6歳未満の児童を監護する同一世帯の保護者である人。中古品または転売品でないこと。

手続き 購入日から1年以内

助成額 購入費（消費税抜き）の2分の1に相当する額（100円未満切捨て）で、限度額1万円

問い合わせ 子育て支援課こども支援係
☎(63)2160 窓口⑬

■幼児2人同乗用自転車購入費助成

幼児2人同乗用自転車（3人乗り自転車）の購入費を助成します。

対象 鹿沼市に住所を有し、2人以上の幼児と同居している人。

手続き 購入日から6か月以内

助成額 幼児2人同乗用自動車購入費（消費税抜き）の2分の1に相当する額（100円未満切捨て）で、限度額2万円

問い合わせ 子育て支援課こども支援係
☎(63)2160 窓口⑬

ひとり親家庭になったら

■児童扶養手当

死別および離婚などによりひとり親家庭となった父または母（養育者含む）に児童扶養手当が支給されます。（所得制限あり・公的年金受給額による制限あり）

なお、手当を受けられる期間は、児童が18歳になった後の最初の3月31日までです。

※手続きの詳細については、お問い合わせください。

※中学校修了前の児童を扶養する場合には、児童手当の手続きもしてください。

問い合わせ こども家庭課こども給付係
☎(63)2172 窓口⑫

■遺児手当

父母の一方または両方が死亡した義務教育修了前（中学校3年生修了まで）の児童を監護もしくは養育している人で、市民税所得割が非課税の人に児童1人当たり月額3,000円が支払われます。

問い合わせ こども家庭課こども給付係
☎(63)2172 窓口⑫

■家庭相談、ひとり親家庭相談・婦人相談

ひとり親家庭および家庭環境などの悩みごとについて相談に応じます。できれば事前にお電話ください。

利用時間 月～金曜日 午前8時30分～午後5時

問い合わせ こども家庭課家庭こども相談室
☎(63)2177 窓口⑪

■母子・父子・寡婦家庭への貸付

母子・父子・寡婦家庭の生活安定のために、事業開始資金・修学資金・住宅資金など、13種類の資金をお貸しします。

問い合わせ こども家庭課家庭こども相談室
☎(63)2177 窓口⑪

■ひとり親家庭就労支援

ひとり親家庭の生活安定のための資格を取得する際に、経済的支援(受講料・生活費の一部を給付)を行います。

問い合わせ こども家庭課家庭こども相談室
☎(63)2177 窓口⑪

■ひとり親家庭医療費助成

ひとり親家庭の親と子(児童が18歳になった後の最初の3月31日まで)に対し、医療費の保険診療自己負担分を助成します。

※手続きの詳細については、お問い合わせください。

問い合わせ こども家庭課こども給付係
☎(63)2172 窓口⑫

■家庭生活支援員の派遣

ひとり親の一時的な病気、自立促進活動などにより、日常生活に支障がある家庭に、家庭生活支援員を派遣します。

問い合わせ こども家庭課家庭こども相談室
☎(63)2177 窓口⑪

■JR 通勤定期の割引

児童扶養手当を受けている世帯の母と児童が、JR東日本旅客鉄道会社の通勤定期乗車券を購入する場合、3割引で購入できる証明書を発行します。

問い合わせ こども家庭課こども給付係
☎(63)2172 窓口⑫

■税の軽減

下記の要件を満たす場合は、申告により寡婦(寡夫)控除が受けられます。

問い合わせ 税務課市民税係 ☎(63)2112 窓口④

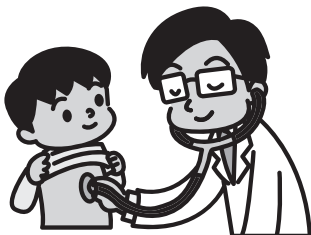
要 件	所得控除額
寡婦 次のどちらかに該当する人 ○夫と死別(離別)後婚姻していない人で、扶養親族または総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子がある人 ○夫と死別後婚姻していない人で、合計所得金額が500万円以下の人	※市県民税26万円(ただし、寡婦のうち扶養親族である子を有し、合計所得金額500万円以下の場合は30万円) ※所得税27万円(同上35万円)
寡夫 妻と死別(離別)後婚姻していない人で、次の全てに該当する人 ○合計所得金額500万円以下の人 ○総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子がある人	

子どもの健康と医療

■予防接種

子どもを病気から守るだけでなく、大きな流行を防ぐなどの大切な役割があります。また、予防接種法では、種類や望ましい接種年齢・方法・期間が決められています。市では、望ましい接種年齢になると個人あてに通知をします。詳細は毎年発行する健康カレンダーをご参照ください。

問い合わせ 健康課健康増進係 ☎(63)8311
市民情報センター3階



■鹿沼地区休日夜間急患診療所、鹿沼地区休日急患歯科診療所

休日や夜間時の急患の診療を行っています。(内科・小児科、歯科)

住 所 鹿沼市貝島町 5027-5 ☎(65)2101

※受診の前に必ず体調等の状況を電話でお知らせください。

- 持ち物**
- (1) 保険証
 - (2) 子どもの場合はこども医療費受給資格者証等
 - (3) おくすり手帳など服用中のお薬が分かるもの
 - (4) 歯の詰め物が取れてしまった場合は処分せずにお持ちください。

診療時間			月・水・金	日・祝
※受付は終了時間の30分前までです。				
内科・小児科	昼間	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00	—	●
	夜間	19:00 ~ 22:00	●	●
歯 科	昼間	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 17:00	—	●